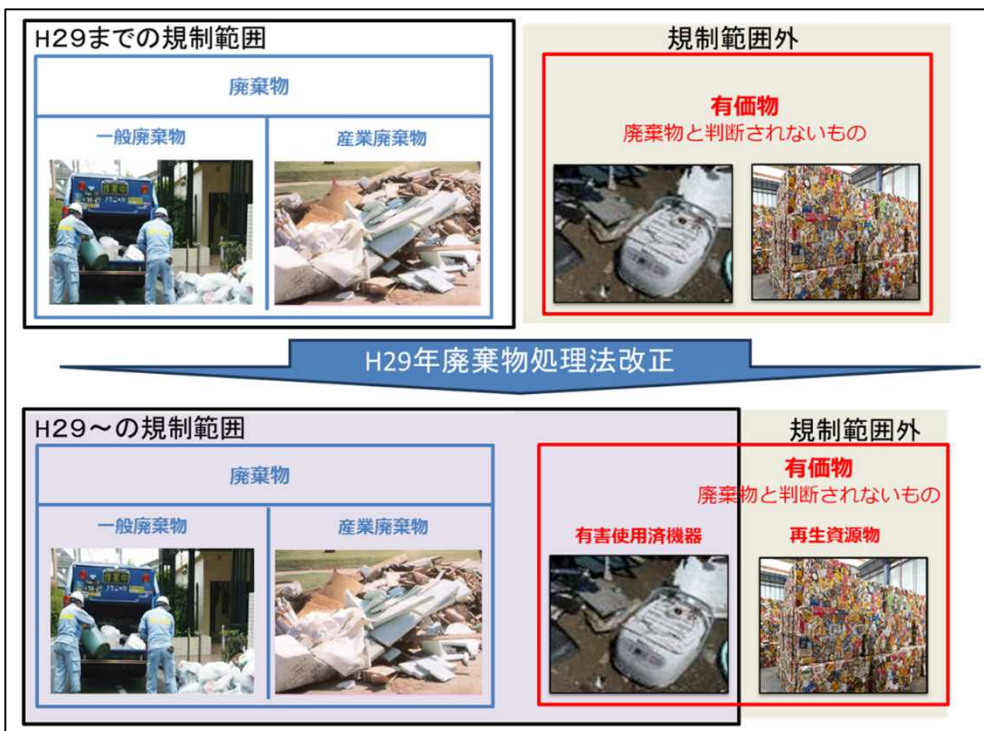

ヤード環境対策検討会の取りまとめの報告について

令和 7 年 4 月 25 日
環境再生・資源循環局 廃棄物規制課



背景①

- ① 平成29年、廃棄物処理法の改正により、**有害使用済機器保管等届出制度**が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。
- ② 本制度の対象となる機器は、**家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）**としているが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。
- ③ このような環境問題に対して、一部の自治体において、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる**再生資源物の保管に関する規制条例**が制定されている。



廃棄物処理法の規制範囲

<都道府県>	
ア	滋賀県：滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年12月25日）
イ	兵庫県：産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年3月17日）
ウ	鳥取県：鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成28年4月1日）
エ	千葉県：千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年4月1日）
オ	茨城県：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年4月1日）
カ	山梨県：山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和6年7月1日）
キ	埼玉県：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和7年1月1日）
ク	福島県：福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和7年1月1日）
<政令市>	
ア	名古屋市：名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成16年7月1日）
イ	千葉市：千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年11月1日）
ウ	さいたま市：さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年2月1日）
エ	越谷市：越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年7月1日）

再生資源物の規制条例 ※（ ）は施行日

背景②

- ① 令和6年、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済が国家戦略に位置付けられた。
- ② 家電製品や小型家電からの金属資源の回収を推進し、都市鉱山の活用を最大化することで、金属資源等の利用最適化を目指し、製造業への原料の安定供給につなげていくことが重要である。
- ③ 環境対策が不十分なヤードへの対応として、関係省庁と連携し、雑品スクラップの管理や不適正輸出の防止、環境対策の強化等に向けて、必要に応じて制度的措置を講じていくことが、本基本計画においても明記されている。



平成29年の改正廃棄物処理法の施行から5年が経過し、施行状況を点検する時機が到来

主な検討事項

環境対策が不十分なヤードに関する環境対策を検討するため、有識者を委員とする検討会を開催し、自治体や事業者団体からのヒアリング、自治体に対する実態調査の結果等を踏まえ、必要となり得る環境対策について **4つの観点**から取りまとめた。

1. 有害性の観点を踏まえた規制のあり方について
2. 規制対象物品のあり方について
3. 有害性の高い物品（廃鉛蓄電池等）の解体を行うための規制について
4. 不適正輸出を防ぐ仕組みについて

千葉県からのヒアリング

1. ヤードに不適正に保管されている物品に対して、廃棄物該当性の判断をしていく中で、実際の現場ではその枠組から漏れてしまう事情がある。
2. 廃棄物処理施設と同等の対応が必要である。不適正ヤード事業者を退場させる必要がある。

事業者団体からのヒアリング

1. 現行制度では事業者に対して実効性が期待できない。
2. 金属、プラスチック等の生活環境に影響を及ぼすような物まで規制する必要がある。
3. 廃鉛蓄電池が不適正に解体され、解体処理に伴う鉛、希硫酸等の流出事例について懸念している。

自治体からの意見（実態調査）

➤ 現行制度に不十分な点があると感じている自治体数：108/129（84%）

1. 「有害使用済機器」と「廃棄物」を見分ける判断基準が不明確であるため、より明確な基準を示してほしい。
2. 届出義務がない事業場だと受入先・搬出先の確認が難しく、流通経路の把握が困難な状況である。事業者の実態把握や指導のためには、対象品目の拡大が必要である。
3. 有価物であっても、有害性・発火性・爆発性を有するもの、悪臭の発生、フロンや廃油等の漏えい、崩落等のおそれがあるもの等、周辺住民の生活環境保全上の支障を及ぼすおそれのある物を取り扱う事業者も規制対象にする必要がある。
4. 有害使用済機器のみを取り扱っている事業場はなく、多くの事業場が雑品スクラップとの混載物を取り扱っていることから、対象品目に限定した指導では限界がある。

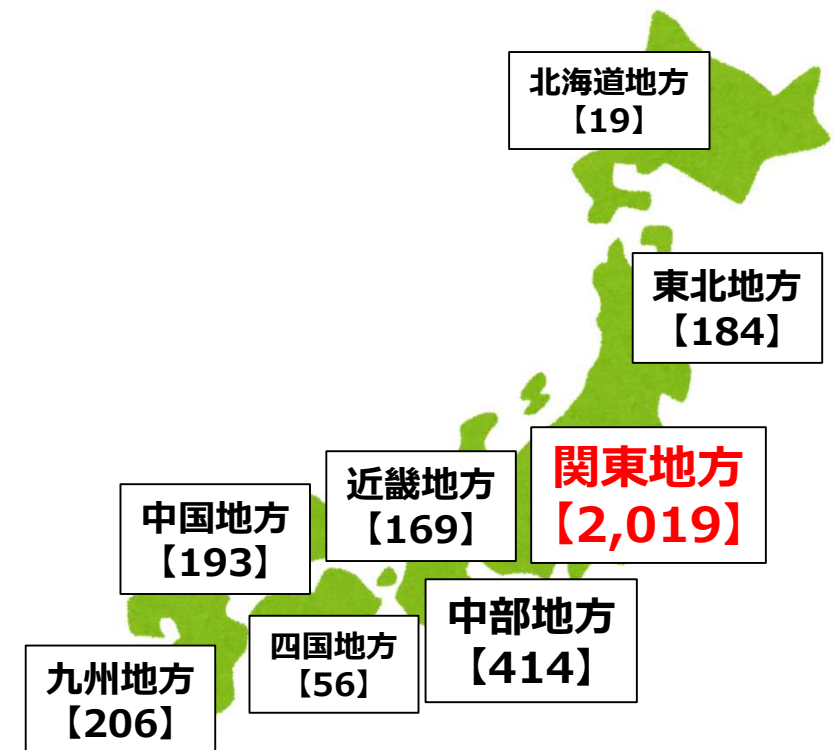
【調査概要】

1. 生活環境保全上の支障が生じている「ヤード」の実態を把握し、現行規制に対する見直しを検討するため全国の自治体に向けて調査を行った。
2. 調査対象自治体：都道府県(47)、政令市(82) … 計129自治体
3. 調査対象期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日
4. 回答率：100%
5. 調査項目：事業場の件数、再生資源物の保管等の実態、生活環境保全上の支障の発生状況 等

① 事業場の件数

1. 再生資源物の保管等を行っている事業場数は、**3,260**であった。（有害使用済機器保管等届出件数（612）を除く。）
2. 地域別には**関東地方の事業場数が最多**で2,019であった。（地方環境事務所の管轄地域で区分）

- 把握自治体数は、**都道府県で47の内41、政令市で82の内41**（合計：129の内82）であった。
- 地域別には、**関東地方は管内の事業場を把握している自治体が多かった**。一方、近畿地方や九州地方は管内の事業場を把握している自治体が少ないことから、更に多くの事業場が存在している可能性はある。



② 再生資源物の保管等の実態について

1. 再生資源物保管等事業場では、雑品・金属スクラップ、プラスチック製品、鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品、木製の製品、リチウムイオン電池、ゴム製品等の多種多様な物品が保管等されている。
2. 一般家庭から解体業者まで仕入れ元は幅広く、海外に搬出されているものもある。

➤ 再生資源物保管等事業場では、現行制度の規制対象外の物品（有価物）が保管等されている。また、海外の商社や卸売業者、リユース業者に搬出されている。

③ 生活環境保全上の支障の発生状況

1. 有害使用済機器保管等届出事業場では、22の事業場において24件の支障発生があった。一方、再生資源物保管等事業場では、165の事業場において211件の支障発生があった。
2. 再生資源物保管等事業場では、支障の種類として、騒音・振動（87件）が最も多く、次いで飛散・流出（44件）、火災（27件）であった。

➤ 一部の再生資源物保管等事業場では、生活環境保全上の支障が発生しており、有害使用済機器保管等事業場よりも支障発生割合が高い。また、事業場数が多い自治体の一部においては支障を把握していないため、問題が深刻化する可能性はある。

④ 再生資源物保管等事業場における廃鉛蓄電池及び廃リチウムイオン電池の取扱状況

1. 廃鉛蓄電池の解体によって、廃液の場外流出に起因する排水の鉛の環境基準超過、周辺水路のpHなどの水質悪化が報告された。
2. 廃鉛蓄電池の精錬によって、悪臭の発生や処理水の鉛の基準超過が報告された。
3. 廃リチウムイオン電池を原因とする生活環境保全上の支障として火災との回答があった。
4. 屋外保管を行っている再生資源物等に廃リチウムイオン電池が混在している事案があり、重機により、ぞんざいに扱われることにより破損し、ショートしている可能性があるとの回答があった。



崩落した金属スクラップ



火災発生後の雑品スクラップ



雑品スクラップの屋外保管に伴う油汚染



雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出

1. 有害性の観点を踏まえた規制のあり方について

- 生活環境保全上の観点から、廃鉛蓄電池等の有害性の高い物品に限らず、有害使用済機器、金属スクラップや廃プラスチック、これら金属スクラップ等の混合物である雑品スクラップなどのそのもの自体に有害性が低いと考えられる物品も含めて、実効性を担保できる制度を検討すべきである。
- その上で、ヤード問題は地域によって偏在する特徴を有しており、一律の規制制度を導入する際には、既に条例で独自の規制制度を導入している自治体の取組にも配慮することが望ましい。
- 一律の規制制度の導入に当たって、例えば、届出制とする場合であっても、「計画変更命令付き届出制」を検討することや流通フローを把握するための搬入・搬出管理の指導が徹底できる帳簿記載の義務付け等の制度、必要な手続を行わない事業者を罰する制度等、ヤード問題の実情に適した実効性の確保の観点で制度的措置を検討すべきである。

2. 規制対象物品のあり方について

- 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであり、ヤードで保管されている物品についても同様に判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととなる。
- 一方で、有価物に該当する金属スクラップや廃プラスチック、これらの混合物を含む雑品スクラップ等は、そのもの自体の有害性は低いものの、保管・分別される過程で環境負荷が生じる可能性がある。このような再生資源物である規制対象物品の個別指定は困難であることから、規制範囲から漏れが生じないように、搬入される個々の機器や物品の種類に限定せず、混在して保管されている様態を含め、包括的に規制できる仕組みを検討すべきである。
- また、規制対象の範囲について、地域の実情や特有の課題に応じて柔軟に対応できる規制のあり方を検討すべきである。

取組の基本的方向性②

3. 有害性の高い物品（廃鉛蓄電池等）の解体を行うための規制について

廃鉛蓄電池等の有害性の高い物品は、ヤードにおいては解体を行わず、選り分けを行うのみにとどめ、生活環境保全上の配慮がなされた事業場でのみ解体や処分をさせる仕組みを検討すべきである。

4. 不適正輸出を防ぐ仕組みについて

国内で生じた有害性の高い物品（廃鉛蓄電池等）については、環境対策が確実に行われる国内での解体を優先させるとともに、有害性の高い物品の不適正輸出を未然に防止できるように、廃棄物の輸出に関する手続に準じた実効性のある制度を検討すべきである。

➤ 生活環境保全上の支障に対する断固たる是正措置

騒音
振動
悪臭



火災
水域汚染
土壌汚染
フロン放出

不適正な
ヤード事業者

適正な
ヤード事業者

公平な競争環境のもとで環境保全対策

➤ 適正な精錬事業者を介した国内における資源循環の継続を後押し



本小委員会において、具体的な制度的措置を検討していく。9